

文化芸術活動の支援について（案）

1 対応の全体像

- ア. 南信州広域連合事務センター（旧地場産業振興センター、旧工業技術センター）及び旧EMCセンター（飯田市から移管）の施設全体を、「南信州広域連合会館」（仮称）とする。
- イ. 飯田創造館の閉館という状況を踏まえ、郡市民の文化芸術活動の場として、南信州広域連合会館内に、新たに文化芸術活動支援施設（公の施設）を設置する。
- ウ. 公の施設を含む南信州広域連合会館全体の管理運営を効率的に行うため、南信州広域連合の事務所（事務局総務課）を同会館内へ移転する。
- エ. 公の施設の開設に向けた施設の改修と運営に対し、県に応分の負担を求める。

2 対応の趣旨と目的

- ア. これまで地域全体で要望してきた運転免許センターの設置を確実に進めるためには、飯田創造館閉館への対応を行う必要がある。
- イ. 飯田創造館の閉館に伴い活動の継続が難しくなる分野があることから、行政として活動の場を確保する必要がある。
- ウ. 文化芸術活動の支援は、南信州広域連合が処理する事務には含まれていないが、県の飯田創造館閉館を契機に、郡市民が文化芸術活動に取り組むための活動の場を提供できるようにする。
- エ. 施設の改修や運営に関して、県からの支援を受けること、また有利な財源を確保するために、施設の位置づけや運営方法を明確にする必要がある。

3 南信州広域連合としての意思決定と今後の手続き等

- ア. 広域連合会議で事業の全体像と今後の進め方を確認（10/23）
- イ. 南信州広域連合議会に事業の全体像と広域連合規約改正案を説明（第2回定例会 11/13 全員協議会）
- ウ. 施設改修の実施設計費用を計上する補正予算案を広域連合議会の最終日に提出（11/30）
- エ. 広域連合規約の改正（12月の市町村議会で議決→県知事へ許可申請）
 - ・第4条 広域連合の処理する事務に「文化芸術活動支援施設の設置運営」を追加
 - ・第6条 広域連合の事務所は、飯田市上郷別府3338番地8に置く（変更）
- オ. 南信州広域連合会館（仮称）の開設に向けた施設改修（R6当初予算に費用計上予定）
- カ. 文化芸術活動支援施設条例の制定（R6.11月 第2回定例会に提案予定）

4 施設整備の考え方と工事内容

（1）施設整備の考え方

- ア. 飯田創造館利用者団体のうち、他の公共施設等での活動の継続が難しい分野の機能を整備する。
- イ. 公の施設として文化芸術活動に広く使用可能な施設とするが、整備経費の削減に努めながら既存施設との棲み分けを整理する。
- ウ. 「協議の場」における意見を基に、施設の利用が想定される団体等の意見を求める。

(2) 施設の工事内容

- ア. 飯田創造館で使用してきた設備等の移設と作業場の整備
- イ. 文化芸術活動を行う公の施設として必要な改修工事（空調、トイレ、展示設備など）
- ウ. 施設全体の経年劣化等により必要な改修工事及び事務所移転に伴い必要となる工事

5 施設の運営と予算

- ア. 南信州広域連合会館の施設全体の管理運営は事務局総務課が行い、休日夜間の施設管理のため管理人を雇用する。
- イ. 管理運営費は、これまでの事務センター管理費及び施設使用料で賄う

6 スケジュール案

- ・ 11/10(金) 第4回協議の場 施設の位置づけ、管理運営方法等の変更点の説明
- ・ 11/13(月) 広域連合議会開会日全員協議会 全体像と規約改正案の説明
- ・ 11/17(金) 広域連合会議 実施設計費を計上する補正予算案を確認
- ・ 11/30(木) 広域連合議会閉会日 補正予算案（実施設計費）の追加提案
- ・ 12/ 構成市町村議会 広域連合規約の改正を議決頂く
- ・ 1/16(火) 広域連合会議 新年度予算案決定
- ・ 2/5(月) 広域連合議会運営委員会 新年度予算案
- ・ 2/14(水) 広域連合議会開会 新年度予算案提案説明
- ・ 2/28(水) 広域連合議会閉会 新年度予算案を議決頂く

南信州広域連合規約の一部を変更する規約（案）

南信州広域連合規約（平成11年3月15日長野県指令10地第1281号）の一部を次のように変更する。

第4条第1項第12号中「障害者支援施設の設置、管理及び運営」を「広域的な障がい者支援」に改め、同項に次の1号を加える。

(18) 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務

第5条第12号中「障害者支援施設の設置、管理及び運営」を「広域的な障がい者支援」に改め、同条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関すること。

第6条中「長野県飯田市追手町2丁目678番地」を「長野県飯田市上郷別府3338番地8」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第17条関係）

処理事務	市町村	負担割合	
		事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
1 広域連合の区域における広域行政の推進に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
2 地方拠点都市地域の振興整備に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
3 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
4 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
5 広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
6 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%
7 市町村審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%
8 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務		事業費	均等割 15% 相談件数割 85%
9 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
10 消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）		事業費	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。

11 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
12 広域的な障がい者支援に関する事務		事業費	広域連合の議会の議決を経て 広域連合長が別に定める。
13 ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	計画策定費	均等割 10% 人口割 90%
14 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	飯田市、松川町、高森町、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	運営費	均等割 15% 利用実績割 85%
		建設費	均等割 10% 人口割 70% 利用平均実績割 20%
	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村	運営費	均等割 13% 利用実績割 87%
		建設費	均等割 13% 利用平均実績割 87%
15 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村	運営費	均等割 13% 利用実績割 87%
		建設費	均等割 13% 利用平均実績割 87%
16 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	事業費	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。
17 まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務		事業費	広域連合の議会の議決を経て 広域連合長が別に定める。
18 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務		事業費	広域連合の議会の議決を経て 広域連合長が別に定める。

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度10月1日現在における長野県人口推計による数値を基準とする。
- 2 「申請者数割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の1年間（以下「直前1年間」という。）の申請者数の実績とする。
- 3 「相談件数割」の算定基礎は、直前1年間の相談件数の実績とする。
- 4 「入所者延べ数割」の算定基礎は、障害者支援施設開所以来の入所者延べ人数とする。
- 5 「利用平均実績割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の3年間の利用実績割の平均とする。ただし、「建設費」（起債償還金を含む。以下同じ。）を、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき建設地所在市町村の基準財政需要額に算入された市町村は、算入後の基準財政需要額から算入前の基準財政需要額を控除した額を負担する。
- 6 「利用実績割」の算定基礎は、直前1年間の利用実績とする。

附 則

この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による長野県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

改正

平成11年6月30日長野県下伊那地方事務所指令11下伊地総第156号
 平成12年3月31日長野県下伊那地方事務所指令11下伊地総第156号
 平成12年12月28日長野県下伊那地方事務所指令12下伊地総第339号
 平成16年3月31日長野県下伊那地方事務所指令15下伊地総第307号
 平成18年1月20日長野県下伊那地方事務所指令17下伊地総第276号
 平成18年3月31日長野県下伊那地方事務所指令17下伊地総第352号
 平成19年1月29日長野県下伊那地方事務所指令18下伊地政第316号
 平成19年3月30日長野県下伊那地方事務所指令18下伊地政第432号
 平成21年3月13日長野県下伊那地方事務所指令20下伊地政第173号
 平成22年3月16日長野県下伊那地方事務所指令21下伊地政第209号
 平成23年3月23日長野県下伊那地方事務所指令22下伊地政第223号
 平成23年12月26日長野県下伊那地方事務所指令23下伊地政第146号
 平成28年6月28日長野県下伊那地方事務所指令28下伊地政第80号

南信州広域連合規約（改正案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 議会（第7条－第10条）
- 第3章 執行機関（第11条－第16条）
- 第4章 広域連合の経費（第17条）
- 第5章 南信州広域振興基金（第18条）
- 第6章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、南信州広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び大鹿村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域連合の区域における広域行政の推進に関する事務
- (2) 地方拠点都市地域の振興整備に関する事務
- (3) 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
- (4) 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務
- (5) 広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関する事務
- (6) 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務
- (7) 障害支援区分に関する審査及び判定を行う審査会（以下「市町村審査会」という。）の設置及び運営に関する事務
- (8) 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務
- (9) 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務
- (10) 消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）
- (11) 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関する事務

- (12) 障害者支援施設の設置、管理及び運営 **広域的な障がい者支援**に関する事務
- (13) ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務
- (14) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (15) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (16) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務
 - ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。
 - イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
- (17) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務
- (18) **広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務**

2 前項に規定する事務を共同処理する市町村は、別表の市町村の欄に掲げるとおりとする。
（広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 広域連合の区域における広域行政の推進に関すること。
- (2) 地方拠点都市地域の振興整備に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (3) 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (4) 市町村間の人事交流の連絡調整に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (5) 広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (6) 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (7) 市町村審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (8) 地域生活支援事業としての相談支援事業に関すること。
- (9) 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関すること。
- (10) 消防に関すること（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）。
- (11) 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関すること。
- (12) 障害者支援施設の設置、管理及び運営 **広域的な障がい者支援**に関すること。
- (13) ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (14) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (15) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (16) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げること。
 - ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。
 - イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
- (17) まち・ひと・しごと創生に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (18) **広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関すること。**
- ~~(18)~~ (19) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（事務所の位置）

第6条 広域連合の事務所は、長野県飯田市追手町2丁目678番地 **上郷別府3338番地8** に置く。

第2章 議会

（議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、33人とする。

（議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 飯田市 12人
- (2) 松川町 3人
- (3) 高森町 3人
- (4) 阿南町 2人
- (5) 阿智村 2人
- (6) 平谷村 1人
- (7) 根羽村 1人
- (8) 下條村 1人
- (9) 売木村 1人
- (10) 天龍村 1人
- (11) 泰阜村 1人
- (12) 喬木村 2人
- (13) 豊丘村 2人
- (14) 大鹿村 1人

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員を生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

（議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

（議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第3章 執行機関

（執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長3人以内及び副管理者1人を置く。

（執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村の長のうちから関係市町村の長がこれを互選する。

4 副管理者は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の副市町村長のうちから選任する。

5 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

（執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、広域連合長及び副広域連合長の属する市町村の長としての任期による。

2 副管理者の任期は、副管理者の属する市町村の副市町村長としての任期による。

（会計管理者）

第13条の2 広域連合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、広域連合の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（補助職員）

第14条 第11条及び前条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員3人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちからこれを選任する。この場合において、広域連合議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

第4章 広域連合の経費

(経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 財産収入
- (3) 事業収入
- (4) 国及び県の支出金
- (5) 地方債
- (6) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の当該欄に掲げるとおりとする。

第5章 南信州広域振興基金

(南信州広域振興基金の設置)

第18条 広域連合に、南信州広域振興基金(次項において「基金」という。)を設置する。

2 基金は、広域連合の区域における広域行政の推進に関する事業の推進に資することを目的とする。

第6章 補則

(補則)

第19条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した飯伊広域行政組合の解散時の組合長が、南信州広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

附 則(平成11年6月30日指令11下伊地総第156号)

この規約は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日指令11下伊地総第156号)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日指令12下伊地総第339号)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日指令15下伊地総第307号)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月20日指令17下伊地総第276号)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日指令17下伊地総第352号)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月26日指令18下伊地総第316号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日指令18下伊地総第432号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
(助役に関する経過措置)
- 2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日に、この規約による変更後の南信州広域連合規約(以下「変更規約」という。)第12条第4項の規定により、副管理者として選任されたものとみなす。
(収入役に関する経過措置)
- 3 変更規約第13条の2の規定の適用については、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者は、変更規約第13条の2の規定により置かれた会計管理者とみなす。
附 則(平成21年3月13日指令20下伊地政第173号)
この規約は、平成21年3月31日から施行する。
附 則(平成22年3月16日指令21下伊地政第209号)
この規約は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成23年3月23日長野県下伊那地方事務所指令22下伊地政第223号)
この規約は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第39条の規定による障害者支援施設に係る長野県知事の指定の日から施行する。ただし、別表の負担割合の欄の改正規定は平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成23年12月26日長野県下伊那地方事務所指令23下伊地政第146号)
この規約は、平成24年1月1日から施行する。
附 則(平成28年6月28日長野県下伊那地方事務所指令28下伊地政第80号)
この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による長野県知事の許可を受けた日から施行する。
附 則(令和6年〇月〇日長野県南信州地域振興局指令5南信州リ企第〇号)
この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による長野県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条、第17条関係)

処理事務	市町村	負担割合	
1 広域連合の区域における広域行政の推進に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、	事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
2 地方拠点都市地域の振興整備に関する事務	売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、	事業費	均等割 10% 人口割 90%
3 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務	豊丘村、大鹿村	事業費	均等割 10% 人口割 90%
4 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
5 広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
6 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%
7 市町村審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%
8 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務		事業費	均等割 15% 相談件数割 85%

9 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務。		事業費	均等割 人口割	10% 90%
10 消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）		事業費		前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。
11 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関する事務		事業費	均等割 人口割	10% 90%
12 障害者支援施設の設置、管理及び運営広域的な障がい者支援に関する事務		事業費	均等割 広域連合議員の 定数割	70% 30%
		建設費	阿南町 阿南町を除く市 町村 ただし、阿南町を除く市町村の割合は次のとおりとする。 均等割 人口割 入所者延べ数割 前年度の地方交付税における基準財政需要額割	40% 60% 10% 40% 40% 10%
13 ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、下條村、売木村、	計画策定費	均等割 人口割	10% 90%
14 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	運営費	均等割 利用実績割	15% 85%
		建設費	均等割 人口割 利用平均実績割	10% 70% 20%
	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村	運営費	均等割 利用実績割	13% 87%
		建設費	均等割 利用平均実績割	13% 87%
15 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村	運営費	均等割 利用実績割	13% 87%
		建設費	均等割 利用平均実績割	13% 87%
16 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡、譲受及び消	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、	事業費		前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。

費の許可等に関すること。 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。	泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村		
17 まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務		事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
18 広域的な文化芸術活動を支援する施設の設置、管理及び運営に関する事務		事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度10月1日現在における長野県人口推計による数値を基準とする。
- 2 「申請者数割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の1年間（以下「直前1年間」という。）の申請者数の実績とする。
- 3 「相談件数割」の算定基礎は、直前1年間の相談件数の実績とする。
- 4 「入所者延べ数割」の算定基礎は、障害者支援施設開所以来の入所者延べ人数とする。
- 5 「利用平均実績割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の3年間の利用実績割の平均とする。ただし、「建設費」（起債償還金を含む。以下同じ。）を、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき建設地所在市町村の基準財政需要額に算入された市町村は、算入後の基準財政需要額から算入前の基準財政需要額を控除した額を負担する。
- 6 「利用実績割」の算定基礎は、直前1年間の利用実績とする。

「南信州広域連合議会第2回定例会 全員協議会」概要

1 日 時 令和5年11月13日(月) 10時55分～11時43分

(1) 文化芸術活動の支援について

○施設の改修、運営に対しイニシャルコスト、ランニングコストはどこが負担するか。

→イニシャルコストは県に応分の負担を求める。広域自身の負担は有利な起債の活用を検討。

ランニングコストは広域事務局総務課と地域医療福祉連携課を一か所に集めることで経費圧縮を図る。創造館利用者は現状でも利用料を支払っており、今後も利用者には適切な水準の負担をお願いし支出削減に努める。

○数字的なものは、いつ示されるか。議会での議論の場はあるか

→イニシャルコストの改修工事費は、R6年度当初予算案として議会提出予定。

ランニングコストはR7年4月の施設開設を想定し、R7年度予算審議の中で議論いただく。

○今後県との関わりはどうか

→新たな施設は広域連合が管理する。ソフト面については、県の理解、協力が必要である。利用者の活動について県の支援メニューも勘案し、利用者と相談の上展開していく。

○創造館の利用料はR5年4月に改定されたと聞く。昨今の水道光熱費高騰もあり広域として利用料の見直しが必要ではないか

→利用料については、今後の検討の中で考えていく。

(2) 南信州広域連合規約の一部改正について

○広域では伝統的な民俗芸能の保存継承の取組みも行っており、こうした活動も文化芸術活動に含まれるか

→規約はあくまで文化芸術活動施設にかかるものである。民俗芸能の保存継承活動などソフトの面は規約というよりは、県、広域、市町村が連携して取り組むことが適当であると認識している。

○創造館自主企画展やシニア大学などのソフト事業について広域の関わりはどうか

→広域が創造館の代わりをするわけではない。新しい利用者も出てくるだろうし、具体的なことはこれからの検討である。

県が事業団を通じて行っているような自主企画事業は、広域ではなかなか難しい。

○市町村への創造館移管の打診の中で県では、全県的なものは県で、地域的には市町村での考えであるが、広域や市町村の認識も同様であるか

→県は広域的な活動の支援、創造館は、地域密着で、広域や市町村が文化芸術活動を応援していくものと理解している。

創造館の機能をそのまま移管する形ではないが、連携して活動を支援していく

第4回 旧地場産業振興センターの利用に関する協議の場 次第

令和5年（2023年）11月10日（金）

18時00分～19時30分

旧地場産業振興センター 2階 206・207会議室

進行：長野県文化政策課

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

（1）旧地場産業振興センターの管理運営方法等について

（2）今後の進め方について

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

次第、協議の場のメンバー表、会場図

資料1 これまでの「協議の場」等の経過

資料2 新たな活動の場のあり方とその運営について（新たな提案）

資料3 今後の進め方（案）

これまでの「協議の場」等の経過

長野県、南信州広域連合、飯田市

1 旧地場産業振興センターの利用に関する協議の場における話し合い

(1) 第1回協議の場 (R5/7/5)

【主な協議内容】

- 利用者の皆様の円滑な活動場所移行の準備期間を確保するため、閉館時期を1年延長することを検討したい。
- 旧地場産業振興センターを利用する分野・団体について、陶芸、木彫、七宝焼き、版画、絵画等を基本に協議を進めていくこと。展示会場についても、同センターを利用することで検討を進めていくこと。
- 協議の場のスケジュール案のとおり進めていくこと。
- 第2回協議の場の前に同センターを見学する機会を設けること。
- 第2回協議の場では、管理運営の方法についても議論をしていくこと。

(2) 第2回協議の場 (R5/7/27)

【主な協議内容】

- 現地見学会、第1回・第2回協議の場でいただいたご意見やご提言を踏まえ、次回に旧地場産業振興センターの具体的な利用の案を示せるよう、広域連合、県、飯田市において検討を進めていくこと。
- 管理運営方法について、第2回に示した内容は、利用者の皆様に唐突感を持って受け止められたことから、広域連合、県、飯田市において検討を行い、次回は利用者の皆様に検討をいただけるような管理運営の案（たたき台）を示すこと。

(3) 第3回協議の場 (R5/8/30)

【主な協議内容】

- 飯田創造館の閉館時期を1年延長し令和6年度末とする。（県からの正式表明）
- 以下の2点について、方向性を確認した。
 - ① 「旧地場産業振興センターの使用イメージ（たたき台）」の方向性で検討を進めること。
 - ② 管理運営の方法について、最善の方法を、利用者と行政と一緒に検討していくこと。



2 飯田創造館利用団体等の皆様との懇談会（協議の中間報告等）(R5/9/9)

上記、第1回～第3回までの「協議の場」の内容を創造館利用者の皆様と共有

【主な意見】

- ・施設の管理運営が利用者に求められているが、非常に不安である。
- ・費用をかけてセンターを改修し利用料金を徴収するなら、大勢の人が使えた方がよい。このことで飯田市や広域連合として文化を大切にしていることになる。

3 南信州広域連合、県、飯田市における検討 (R5/9～10)

- 旧地場産業振興センターの管理運営の方法について
- 創造館利用団体に限らない利用者の旧地場産業振興センターの使用について

新たな活動の場のあり方とその運営について（新たな提案）

長野県、南信州広域連合、飯田市

1 新たな提案

これまで開催した3回の「協議の場」及び9月9日に開催した「利用団体等の皆様との懇談会」で頂いたご意見を基に、新たな活動の場のあり方とその運営について、次の新たな提案をします。

- (1) 南信州広域連合は、旧地場産業振興センターの一部、旧工業技術センター及び、旧EMCセンターに、郡市民の文化芸術活動の場として、新たな文化芸術活動支援施設（新たな活動の場）を「**公の施設**」として設置します。
- (2) 新たな文化芸術活動支援施設等の管理を行うため、南信州広域連合の事務所（事務局総務課）を県合同庁舎から、旧地場産業振興センター内に移転します。

2 新たな提案の趣旨と目的

- (1) 飯田創造館の閉館に伴い活動の継続が難しくなる分野があることから、行政として活動の場を確保する必要があります。
- (2) 県の飯田創造館閉館を契機に、郡市民が文化芸術活動に取り組むための活動の場を提供できるようにします。
- (3) 長野県、南信州広域連合、飯田市が協力して、施設の整備改修等に対応していきます。

3 新たな提案に関し必要な手続き等

- (1) 文化芸術活動の支援は、南信州広域連合が処理する事務には含まれないため、広域連合規約を改正して事務に加える。
- (2) 広域連合規約の改正には、広域連合を構成する14市町村のすべての議会で議決を行う必要があるため、12月に開催される市町村議会に議案を提出して頂く。
- (3) 14市町村議会での議決を得られれば、長野県知事に対して広域連合規約の許可申請を行う。
- (4) 新たな文化芸術活動支援施設の条例案を広域連合議会に提案して制定する。

今後の進め方（案）

長野県、南信州広域連合、飯田市

1 基本的な考え方

- 旧地場産業振興センターを「公の施設」とすることとし、利用者の皆様のご意見をお聞きしながら、より良い施設となるよう進めていく。
- 「使用イメージ（たたき台）※ 第3回協議の場、懇談会で配付」をもとに、11月下旬から12月上旬にかけて現地見学会を開催し、部屋の改修の方向性や必要な設備・備品等について、利用者の皆様からご意見を伺う。
（4グループ程度での見学会の開催を検討）
- 「協議の場」のメンバーを含め、必要に応じて利用者の皆様のご意見を参考にし、施設の改修内容や創造館設備等の移設方法等を取りまとめて、改修計画に反映。

2 スケジュール（利用者、広域連合、県、飯田市）

- ・ R5年11月～12月 現地見学会（4グループ程度）
- ・ R5年12月 施設の改修内容や創造館設備等の移設方法等について意見聴取
- ・ R6年度 旧地場産業振興センターの改修等
- R7.3以降 飯田創造館から設備・備品等を順次移設
- ・ R7年4月 旧地場産業振興センターの供用を開始（予定）
（陶芸窯や木工機械等の移設には一定の期間を要する見込）

「第4回 旧地場産業振興センターの利用に関する協議の場」概要

1 日 時

令和5年11月10日（金） 18時00分～19時30分

2 会 場

旧地場産業振興センター 2階 206・207会議室

3 出席者

- (1) 利用団体等の代表者（協議の場メンバー） 8名（傍聴者22名）
- (2) 長野県、南信州広域連合、飯田市

4 提案内容

- ・旧地場産業振興センター等に、文化芸術活動支援施設を「公の施設」として設置する。
- ・公の施設の管理を行うため、広域連合の事務所を旧地場産業振興センター内に移転する。
- ・現地見学会を開催し、利用者の皆様の意見をお聞きする。
- ・利用者の皆様の意見も参考にし、施設の改修計画に反映する。

5 協議結果

- 旧地場産業振興センター等を「公の施設」とする提案に賛同【協議の場メンバー全員】
 - ・「公の施設」という決断をされたことについて、感謝に等しい評価である。
 - ・これからも一緒にできることは、具体的なアイデア交換など、協力して取り組んでいけたらよいと思う。
 - ・「公の施設」として設置していただくのは本当にありがたいことだと思っている。管理については利用する私たちも責任を持って協力をしていくという形を目指していきたい。

（この他主な発言）

- 対応する人員の配置についても、必要な経費を出して担ってほしい。
- 利用者側としても管理運営委員会のような組織を設けて、各利用団体の代表者が参加し、ある程度の大きな運営方針を定める、改善していくようなやり方も必要ではないか。
- この場所を、飯田創造館の活動の延長線上に位置付け、さらに発展させていくような場所にしてほしい。
- 新たな活動拠点は、一般企業も利用できるようになるのか。個人的には、文化芸術の拠点として特化してほしい。
- 施設改修は、こんなはずではなかった、もっとこうしておけばよかったということにならないように、丁寧に進めていただきたい。